日本環境保全協会関東地区協議会 平成22年度業務研修会 平成22年10月28日(木)

一般廃棄物業界における諸問題について

シグマ麹町法律事務所 弁護士 平松和也

(要旨)

ご紹介頂きました平松と申します。私どもの事務所は、東京の千代田区麹町にございます。私自身は、日本環境保全協会の法律顧問を努めさせていただいて、かれこれ10年になります。いろいろなご相談を受けまして、全国各地の自治体との交渉などもしております。

具体的な法律上の問題としては、関西エリアで調停なども担当しています。

本日は、入札制度の問題と合理化事業計画の問題、この2点をテーマに、取り上げていきますが、入札制度の方を重く取り上げていくことになろうと思います。

自治体側は、廃棄物の処理責任ということを、考えざるを得ません。廃棄物処理法の4 条1項で、市町村はその区域内における一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の 促進を図り及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講じるよう努めるとともに・・・。 としており、市町村が一般廃棄物の処理について、第一義的に責任があるということが、 廃棄物処理法で明記されています。

そこで、市町村としては、廃棄物処理法にのっとって、具体的に、一般廃棄物の処理を 自ら行いあるいは事業者にその業務を委託して、これを実現していくことになっています。

千葉県あるいは関東エリア、むしろ日本中で、従来、随意契約で行われていた事業を競争入札に変えていこう、という動きが多々あります。

特に、市町村の長が交代する時、住民の皆さんに対し、わかりやすい方向転換を図るものとして、しばしば随意契約から競争入札に変えていこう、という動きが見られます。

というのも、競争入札は随意契約より優れているように見えるからです。

(1)機会を均等に与えますので公平ではないか。(2)競争入札をすることによって価格の見直しがおこってくるから経済性が高い。自治体にとっては予算削減効果がある。より少ない予算で、同じ内容の業務が期待できる。(3)そして、競争入札ですので、どのような業者との間でどのような関係に置かれるかなどということをいちいち考えることもなく、業者の選定が透明に行われていく手続きではないか。(4)また、競争入札は地方自治法及びその施行令によれば、まずは競争入札によるべきである。随意契約は例外的な

扱いなのだという立てつけがされてる、つまり、競争入札こそが原則であってやるべきな のだ、という法的な議論がございます。

- 1 競争入札の「公平性」
- 2 競争入札の「経済性」
- 3 競争入札の「透明性」
- 4 競争入札の「原則性」

この議論に、そのまま応じていたのでは、皆様方にとって死活問題にもなりかねません。 現実問題としてそうなのですが、そもそも競争入札というのが、優れた合理的な方法なの かというと、そうでもありません。

森林組合のお話をいたします。山の農協さん、全国森林組合連合会の顧問も努めております。そちらでも、全国レベルで随意契約の問題が起こっています。

神奈川県有林の場合ですが、山の整備というのは、神奈川県下の森林組合及び森林組合 連合会が森林整備を受託して行っていました。

森林整備というのは、杉林の中の痩せている木を間伐し、下草を払い、特定の材を太らせていくという、山を管理するにはとても大切な事なのですけれども、県知事が交代したときに随意契約はやめましょうということで、競争入札に変わってしまいました。その結果として大変安くある会社が落として山の整備に入ることになりました。この会社は運輸の会社でした。トラック輸送などを中心とする会社でしたが、この長引く不況の中で物流が減ってしまって仕事がない。ではひとつ、自分たちはいろんなものを運ぶのだから山の木を運ぶなどということだってあっていいし、ついでに切ってくればいいんだ、ということで、大変安く落としました。結果として、神奈川県の県有林にあっては、無差別に木が切られてしまうものですから、本来、成長させるために太らせなければならない木を切って、そうでない木が奥の方にあるという理由で面倒くさいから道に近いほうの木を切って、下草もいい加減に払う。

山の場合は、一定の広さ(平方メートル)の中に育つ木の量(立法メートル)は同じです。細い木だったら何本も育ちますが量は同じで、建築資材にはならない。一定の範囲で選んで育てないと、どれもこれも建築資材には使えない。

このようなことを、森林組合の人は経験的に知っていてやれたんでが、それがないので、 県有林は資産価値を落としてしまったのです。いったん落ちた資産価値を回復するには、 山の場合、50年から70年かかります。大切な県の資産をつぶしてしまったということ が問題になっています。

もうひとつは、鳥取県森林組合連合会ですが、これは現在進行している話です。これも、 随意契約と競争入札に関係する興味深い他の例ですので聞いていただけるといいと思いま す。これも、県知事が交代した際に、随意契約から競争入札に変更した例です。 松林を松くい虫から保護する消毒作業ですが、ヘリコプターで薬剤を散布し、エリア周辺は人が薬剤を噴霧するという作業です。従前は鳥取県森林組合連合会が随意契約で実施していました。それを、突然、指名競争入札にしましょう、という号令が下って、指名競争入札になってしまいました。

どうしたかというと、それまで森林組合連合会がやっていましたので、他にやれる人がいない。指名しようにも指名対象がいないので、森林整備申込書のところを森林整備等申込書として、いくつもの単位森林組合を指名業者にしてしまった。されたほうは、現実にはできないものですから、連合会に相談し、連合会より高い札を入れることにし、例年通り連合会が落札しました。このことが、後に、大臣官房で問題になりまして、これは談合ではないかということで、連合会に捜査が入りました。ずいぶん新聞でも叩かれました。

しかし、これは、もちろん談合ではありません。私のところに、相談にお見えになった際にも「談合ではない」と回答しました。談合というのは公正な価格を害するということです。公正な価格というのは、例えば、この薬剤散布で言えば、いろんなエリアにまたがっているわけですから、それぞれがバラバラに落としてしまえば、それぞれがヘリをチャーターし、遠くから運んできて、エリア周辺は人海戦術で薬剤散布をすることになりおす。単価が高くなります。それが、公正な入札価格なんですね。

そうではなく、県全体をやろうとすれば、一台のヘリコクプターをチャーターし、計画的に作業をすることができます。人も計画的に配備することができるので、それぞれが受注するよりも、コストは安くあがります。

従って、競争入札にするとコストが上がってしまうものを、そうでない状態にしたということです。

この件については、大臣官房に対しての反論を検討中です。

鳥取県では、今度は、来年度から随意契約に戻そうとしています。

競争入札は、一見、住民受けをするということで導入されいながら、それが現実には非常に不合理な結果を生んでしまう、ということのひとつの例であります。

先ほど言いました地方自治法施行令167条の2で、それでも随意契約ができるというのは、その他の契約で「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」、つまり、この条文の立て付けからだけいきますと、随意契約でなければならない、競争入札は不適切であるという場合にだけ、随意契約に変えられるということになっています。つまり、競争入札が原則ということになっています。ただ、この原則はおかしい。このまま適用するのはおかしいというのが裁判所の考え方です。

指導判例というべきものが、最高裁判所の昭和62年3月20日付けの判決の中で示されています。

普通地方公共団体が契約を締結するに当たり競争入札の方法によることが不可能又は著しく困難とはいえないとしても、つまり、競争入札ができないのではない、競争入札にしてもいい場合であったとしても、当該契約の目的・内容に相応する資力、信用、技術、経

験等を有する相手方を選定してその者との間で契約を締結するという方法をとるのが、当該契約の性質に照らし又はその目的を達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながる場合には、右契約の締結は、地方自治法施行令167条の2第1項1号にいう「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当する。

つまり、皆さんがいままで随意契約でおやりになっているこの方式はいいのだ、という ことが言えれば、これから先も随意契約でかまいませんよ、ということを最高裁はこの判 断で示しています。この判断は、現在に至るも覆っていません。

例えば、自治体の方に、競争入札というのは地方自治法に定められた原則的な形態なんです、と言われても、いや、そもそも違いますよ。一般廃棄物収集運搬業務というのは、随意契約が妥当な方法なんです、ということが言えれば、随意契約でいけるんです。最高裁も、この条文の解釈を、このように示しています。なので、これから先も随意契約でいきましょう、ということをアピールすることになります。

先ほどの昭和62年判例を受けるものとして、最近のものですと、東京地裁平成15年 11月12日付け判例、東村山市のケースがあげられます。

東村山市が、ごみ、資源物収集運搬委託業務について、収集業者との間で競争見積りを 経ないで締結した随意契約は、地方自治法施行令に定める要件を満たし適法であるとして、 住民から出された請求を棄却した事例です。

何度も言いますが、昭和62年に最高裁で示された、随意契約はいいのだ、ということが言えれば競争入札はしないという結論になってもかまわない、むしろ随意契約にすべきなのである、ということを言えば、自治体が従ってくれれば、その自治体が下した判断は裁判所によって保護されている。これが、現状であります。

今の、東村山市の場合の判決の内容です。

市町村が一般廃棄物の処理を業者に委託する場合にも、その不適切な処理の結果生じた生活環境の保全上の支障等について当該業者と連帯して責任を負うものと解されていることから、一般廃棄物の収集運搬を委託する場合には、なおさら委託業務の遂行の安定性等が重視されることとなる。同法施行令4条1号が、受託者の資格要件として「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有するものであること」と定めているのはこのためである。

つまり、最高裁の昭和62年判決を実際上受けて、施行令のほうでもこのような資格要件を定めることによって、この資格要件を満たす限りは随意契約でやるべきである、ということがむしろ推奨されていると考えてよろしいと思うのです。

そうであっても、実は全国のいろんなところから、時に相談に乗ってくれ、自治体の担 当者とお話をするので立ち合って欲しい、と言われることがあります。 皆さんのそれぞれの自治体でも同じようなことが起こりつつあるのかもしれません。それは、まず第一に、皆さん自身が裁判所の示しているこの考え方、随意契約は優位な契約なんだ、随意契約はこの一般廃棄物の処理という業態にとって最も優れた契約形態なのだということを、積極的に自治体の担当者に教えてあげていただきたい。彼らは彼らなりに、いろいろ考えてはいるでしょう。考えてはいますが、先ほどの鳥取県の例でもわかりますように、長が代わって号令をかけられれば、わかりました、ということで方針が変わってしまいます。

それは、彼ら自身、行政を実際に担当している人間自身が、この随意契約の重要性をわかっていないからなんです。だから、一般競争入札の優位性を言われると、わかりました、じゃあ、そうしてみましょう、ということになります。

競争入札で、別の業者が入ってくる。別の業者は、どのご家庭が、どの時期に浄化槽の 清掃を必要とするのか、どの程度の周期でし尿の収集をするべきなのか、それまでの情報 を知らないまま札を入れてきますよね。皆さんはすでにやっていらっしゃるので、それは よくわかっている。

分かっていないから手探りで始めます。すぐに悲鳴が上がってきます。悲鳴が上がってきて、住民からのクレームも出てきます。料金は安いと言われたけれども、全然来てくれないんじゃ困るよ、というような苦情がどんどん出ます。 それから、これも、別のところで競争入札に踏み切った例ですが、人口密集地帯の効率のいいところは回るけれども、周辺の時間のかかるエリアは、忘れたと言って飛ばしてしまう。結果として、不採算エリアには車が行かなくなってしまう、というような苦情もよく聞きます。

それらは、これまで、それぞれの自治体の担当者が、皆さんの努力に支えられて、うまくいっていたから、競争入札でもうまくいくのだろうと、漫然と考えていた結果、起こった弊害なんですね。このような弊害が起こりうることを、それぞれ皆さんのエリアの自治体に対して普段から、よく働きかけておいていただきたいと思います。

良く受ける質問 随意契約から入札へ

- 1 随意契約の優位性は判例理論でほぼ確立
- 2 入札原則の適用は事業遂行の質低下(明らかな採算割れの入札)と料金高騰を招く
- 3 新規業者の参入は能力として未知数である上、 浄化槽管理上も問題

いま、申し上げたことを整理いたしますと、随意契約の優位性ということは、我が国の 裁判所が認めているものなんです。競争入札は、特に一般廃棄物の処理業務にあっては、 優れた方法とは言えません。皆さん方、個別の業者が自治体との間で細やかに協議をし、 スケジュールを定め、実行し、その結果得られる利益分岐点(損益分岐点)をしっかり把握して、次年度の手数料収入を決め、そのことにより皆さんは責任をもって、そのエリアの一般廃棄物の収集業務を継続していく、そういう協調関係にあって初めてうまくいくものであります。

入札制度でバラバラと、単年度あるいは複数年度契約だとしても、その度に入れ替わってしまうべきものではないのだということを、裁判所自身が考えている。皆さんも当然そのことは、経験としてお分かりのはずです。

多分、一番分かっていないのが、皆さんの努力によって支えられている、自治体の担当者です。ましてや、その自治体の新しい長にいたっては、そのような実情などについてわかりはしない。誰がやってもやれるものではなかろうか、ぐらいの感覚でいるケースが少なくありません。

しかし現実に入札をやりますと、事業は、今申し上げたように、いろんなところで不具合を生じることになります。いろんなクレームが出てきます。このクレーム分まで含めて、安く落とした業者がやろうとすれば採算割れをしてしまいます。採算割れをした結果、しかし、もう限られた業界ですので、他の業者さんが事業を廃止してしまった場合には、その業者が料金を高騰させてしまうことにもなりかねません。自治体財政あるいは住民サービスという観点からしても、かえってマイナス面を大きくしてしまうのです。

裁判所は、確かに、皆さんが随意契約をすることを保護してくれます。保護してくれますが、それは、裁判所にやってきて初めての保護です。その前に、そもそも競争入札などにはさせないということが、各自治体で実現しているのでなければ、最後は裁判所に行けば、という考えは誤りです。

これ、繰り返します。自治体が随意契約を維持している場合で裁判になるんです、自治体が随意契約ではなく競争入札にしたら、競争入札にしたことが誤りだということまで裁判所は言うだろう、ということは期待しないでいただきたい。

あくまでも、地方自治法及び施行令は競争入札を制度上の原則としていますから、一度 踏み切られてしまった場合には、皆さんは不利な状態に置かれてしまいます。

そうさせないでおく、競争入札制度の導入などは検討すらさせない、それくらい随意契約は優れているのだ、ということを普段からアピールすることによって、よく学習をしてもらうことによって、初めてこれまでお続けになってこられた事業形態をこれから先も続けることができるのだ、というふうに理解をしておいていただきたいのです。

今までのところが、随意契約の問題です。

いま、ある地方で自治体を相手に調停をしています。随意契約でずっときていました。 下水道が整備されてきて仕事量が減ってくる、でも合理化事業計画を、その自治体では作 ろうとしない。そこで、補償交渉をしている例です。

金額的には妥結するところまできたんですが、調停条項にどのように反映するか、議会

をどのように通過させるか、もっぱら自治体側の事情で打ち合わせを重ねています。これは、比較的うまくいっている例です。

自治体が、かたくなに何等の補償もしません、合特法に基づく合理化事業計画も策定しません、という態度を貫いていれば、その壁を打ち崩して合理化事業計画を策定させることは難しいのが現状です。

裁判という方法もありますが、裁判をやるということは、勝ちもあれば負けもある。合理化事業計画を策定しなかったことが違法だということで、国家賠償請求をして勝ったという判決例は、残念ながらありません。だいたいは、途中の話し合いで終わっているので、表面化しないという面もありますが、先ほどの随意契約と競争入札の関係でご案内申し上げたような判例、最高裁判例に匹敵するようなものは、この合特法の関係では今のところありません。なかなか予断を許さない状況です。そのことも、学習をしていただいて、今後の業界の維持発展に努力をしていただきたいと思います。

繰り返しますが、合特法の第3条で、市町村は合理化事業計画を策定し、都道府県知事の承認を受けることができる、合理化事業計画は策定しなければならないのではなく、策定することができる。権限の一部にはあります、それをもって知事の承認を受けることができる、あくまで可能であるということであって、しなければならないと法律上定められてはいません。だから、やらないということが容易に起こってくるわけです。

合理化事業計画の中では、国は、市町村に対し、合理化事業計画に基づく合理化事業の 実施に関し、必要な資金の融通又はそのあっせんその他の援助に努める、融資斡旋、それ から認定を受けた事業者に対して、事業の転換をお願いする場合には、金融上の措置を講 ずるよう務める、転廃交付の関係が7条、8条に定められています。

従って、合特法に基づく合理化事業計画ができてしまえば、その中身として一般廃棄物 処理業等の経営の基礎となる要件が変わっていく、下水道が整備されていくことによって 変わっていく、これは共通認識だろうと思いますが、その場合に、皆さんに対して事業を 転換していただく、それから経営の近代化を図ってもらう、規模の適正化というのは、規 模を縮小することに資金的及びその他の問題で援助を考える。というようなことが、合理 化事業計画の内容として、やるべきこととされています。

合理化事業計画の内容

(法3条2項)

- 1 下水道の整備等による一般廃棄物処理業等の経営の基礎と なる諸条件の変化の見通しに関する事項
- 2 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の事業の転換 並びに経営の近代化及び規模の適正化に関する事項

- 3 下水道の整備等により業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業等を行う者に対する資金上の措置に関する事項
- 4 その他環境省令で定める事項→、し尿及びし尿浄化槽に係る汚でいの海洋投入処分に対する法令の規定による規制の強化(施行令2条)

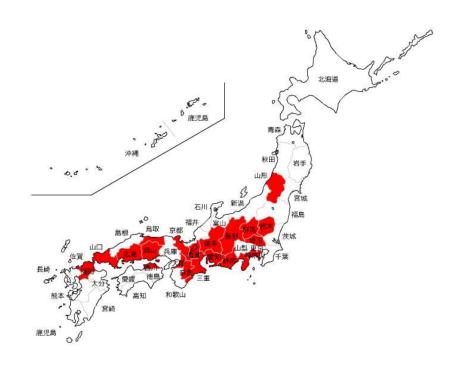
自治体サイドを考えますと、下水道整備には大変なお金がかかります。そのために地方 債を起こし、兆単位の負債を負っているという実態があります。自治体側の本音で言えば、 下水道の整備にお金をかけて、借金をいっぱい作っている上に、皆さんに回すお金なんて 作りたくない、というのが下水道整備をしていく上での本音なんだろうと思います。それ だけの財政負担がすでにある上に、合特法による合理化事業計画を策定するということは、 さらなる予算措置をしなければならないということなので、そんなことはしたくないのだ、 という考えだと思います。

下水道の普及状況ですが、大都市ほど高く、全国平均では71%ほどです。これから先は、そんなには普及しないだろうと思います。多額の予算を要するということと、予算をかけるだけの値打ちがあるかといことになっていく。人口密集エリアでは有効ですが、郊外に進むに従って非効率になりますから、そろそろ頭打ちになってきていると思います。

合特法では、事業の転換のための物的資金的援助、代替事業の提供・転換後事業のための用地提供などを定めていますが、現実的な対応は転廃交付金でしょう。代替事業は、既存事業主との調整が困難でしょうし、用地の提供は合理的な説明が困難なように思います。また、自治体独自の対応策を取れる自治体も多くはないと思います。

適正な交付金の額となりますと、数値説明ができること、過去の決算書から、どれだけの利益が失われるのか、きちんと説明できることが必要になります。また、他の自治体実施例と著しく乖離しないこと、議会(市民)が納得できること、処理業者が納得できること、支給時期・方法に合理性があることが、その要因となります。合理化事業計画を策定している自治体は、まだ多くありません。

合理化事業計画策定自治体 赤塗りは、県内で1市町村でも実施している県



合特法の立て付けですが、第3条で、市町村は合理化事業計画を定め、都道府県知事の 承認を受けることができるとされています。

つまり、市町村の自由裁量に任されているということです。しかし、一定の客観状況が 備わった時は、しなければならなくなる(覊束裁量)と考えることもできるように思いま す。

市町村としては、財政の負担が大きい、特定の事業者に対する補償なので有権者の理解を得にくい、県内に先例がない、市場の変化は自由競争原理で解決すべき、営利法人は事業リスクも負担すべき、などの理由で、自由裁量としたい、できれはやりたくないというのが本音です。

これに対して皆さんは、し尿処理は市町村の責任業務(固有事務)であり継続的執行が 大前提、下水道の100%整備はできず処理業者は事業を存続する必要がある、事業者は 一定のノウハウを確保する必要があるので一定のコスト負担は不可欠、減車の強制や事業 の他動的縮小は憲法違反(憲法第29条)であるとして、補償を求めていくことになりま す。

憲法第29条は、1 財産権は、これを侵してはならない。2 財産権の内容は、公共

の福祉に適合するように、法律でこれを定める。 **3** 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。

こう定めています。

ただ、先ほど言いましたように、随意契約の場合と違って、積極的に賠償を認めた例は ありません。

福岡地裁、福岡高裁で出ている例がありますが、それは下水道が整備されていったケースで合理化事業計画が出来ていないという事案のもとで、合理化事業計画を作らなかったことの違法性について、裁判所は否定しました。

そこまでの積極的な義務を認めるとまでは言えない、としました。皆さん方が売上を減じていくといことは、他の一般の業態と同じく、時代が変わっていって減じていくことについて、特別に、この業界だけ補償しなければならないという理由はないだろう、ということを言いました。

ただ、地裁と高裁で結論は違っていました。地裁の段階では、それにしても、下水道の整備について、皆さんに対する、地域の皆さんに対する説明が足らなかった。説明責任を果たしていない、という点を捉えて、地方裁判所では賠償責任を認めました。しかし、高裁では、いや、一応は説明しているのではないか、説明責任を果たしていないとまでは言えません。高裁では、この点がひっくり返ってしまった。結果的に補償措置は講じられない、という結論になりました。

関東エリアに限らず、自治体は下水道の整備に関して、そんなに説明されないでしょ。 市町村広報に、下水道予算が書いてあるなあ、なんか工事やってるなあ、気がつくとこの エリアは下水道になっちゃった、そんなことを市の広報レベルで知らされて、皆さんは、 え~どうしよう、来年からうちはどうするんだ、というようなことになってしまっている 例があろうかと思います。

そういう場合について、説明責任を果たしていませんよ、というレベルで、自治体に対して迫っていくことはひとつの方法です。これから先の事業計画について、説明を受けることが出来れば、その時点で、うちの売上はどうなるんですか、これだけ減じていきますよ。うちは倒産、あるいは廃業したほうがいいですか。だと、困るのはそちらですよね。建設的な話し合いをしませんか。

説明責任を果たさせるということは、このように次の話題に発展していくきっかけにも なります。

単に、自治体が説明してくれないことを嘆くのではなく、あるいは、説明がされないから補償金が出るようだよ、などとお考えになるのではなくて、説明責任を果たさせ、その場合の会社の将来図を自治体に提供して、じゃあ、うちはどうやって生き残っていけばいいのか。下水道の整備は100%にはなりませんので、その場合、どうやって仕事をやり続けていけばいいのか、というお話し合いに結びつけていただければいいなあと思います。

新聞などで、変な判決などと報道されることがありますが、多くの場合、当たっていると思います。裁判官の多くが、社会常識において不足しているということが背景にあります。皆さんが、当然、裁判官はこんなことくらい知っているだろうと思うことを、彼らは知りません。知らないから、教えてあげないと、いろんなことを考える。皆さんが想像もしていないようなことを考えます。

例えば、時代の変化は経済界に共通なんてことを、裁判官は普通に言います。経済新聞や一般の大手新聞しか読んでいなければ、そういう文字が踊っています。でも、それと皆さんが担っておられる業態はぜんぜん違う、ということを分かっていません。分かっていないので、説明しても理解出来ない可能性が多い。それも含めて、この点についての裁判所の救済というのは難しいというのが現状ではあります。自治体担当者との、不断の情報交換が必要だと思います。

セブン・イレブンのドミナント方式の話をしましょう。皆さんも区域割りをしているでしょうが、その話になるとセブン・イレブンのことを思い出します。セブン・イレブンは全国レベルのコンビニエンス・ストアのチェーンですが、1店も出店していない県がいくつもあります。そのエリアの地方局ではテレビCMも流れません。店もないのにCMを流すのは失礼だという考えです。

ドミナント、ある面を支配するという方式です。区域割りの場合によく説明をするんですが、区域割りをしてしまうということが、自治体の考えでは、自由競争を制限するものだということで、ともすれば区割りを廃止して、それぞれが住民にとって良い業者を選択すればということで、自由にしましょうというのですけれども、セブン・イレブンのような超大手のコンビニエンス・ストア自体でもドミナント方式で、区割りの特性を生かしています。

一定のエリアで、一定の店舗を、10店舗、20店舗拡げてしまうことによって、その間を運搬車が効率よく回っていく。それで、輸送コストが低廉になる。このことによって、利益率に差が出ます。

区域割りというのは、最も現代的な経営の中でも、効力の高さが認められています。実 践もされています。

それに対して、ごく浅はかな、自由競争原理などということで、区域割りを廃止しませんかとうるさく言う人もいますので、そう言われてもきちんと対応していただきたい。

主として、区域割りをしている場合で、自治体側の突破口というのは、違う区域を担当している方のほうが手数料がちょっと安い、うちはどうしてその業者を使うことができないのですか、区域割りっておかしくありませんかなどという住民の方からの苦情等で、やめてしまいましょうなどと言います。

同時にそのことは、自由競争ということは、先程も言いましたが、結果としてそれぞれ

のご家庭に対応した適切な管理ができなくなってしまう。

また、区域割りをやっているからこそ、このエリアに下水道が整備されたとしても、その業者との間で、どのような補償をしていくのがいいか、話し合いができます。

区域割りをなくしてしまっていると、結局、業者さん全体になってしまうので、それぞれの業者さんとしては、そこのところの補償を攻めづらくなってしまします。区域割りというのは、その意味でも守らなければなりませんし、価格競争にしてしまいますとお互いに疲弊してしまって、サービスの内容も低下してしまいます。結果として、撤退をする業者さんが現れれば、その区域では代金が高騰するということで、住民サービスにもつながらない。

区域割りをなくそうと言われたら、具体的に反論して阻止していただきたいと考えています。

合理化事業計画策定に向けて

- 1 将来に亘る市町村の固有責任事業で、市町村はこの責任を放棄できない
- 2 合特法が存在すること自体、計画策定の合法根 拠となる(覊束裁量)
- 3 下水道整備を円滑に行い、これと連携する意味 で事業者の存続及び協働関係は不可欠
- 4 処理事業の安定確保

ここでは、合理化事業計画を作る方向で進んでいければいいなあ、せっかく合特法という法律があるのだから、合理化事業計画の策定に向けて、皆さんも自治体に協力していけばいいと思いますが、別段、合理化事業計画そのものの策定にまで、すべてを収斂させていく必要はなくて、それぞれの自治体の特性に応じていろんな形で皆さんと自治体とが、共に助け合って、これから先も事業を継続していく方法というのがあろうかと思います。

今日の講演の主題で申し上げました。最初に、随意契約の優位性を学習していただきたい、ご自身で学習し、今、毎年毎年許可を求めて担当者に会うとすれば、会う頻度をもっと多くして、普段から、こちらから情報を提供して、随意契約であることを維持する。

競争入札に変わりそうだ、困ったというのではなくて、競争入札にするとこんなふうにかえっておかしくなるんですよ、随意契約はこれだけ優れているんですよ、ということを自治体側に教えて差し上げる、理論武装の機会を作ってあげる。そのようなことで、まずは今の皆さんのお仕事が、競争入札などというリスキーな方法によって覆らないように努力をしていただきたい。

で、維持さえしておれば、自治体はどのような住民から、どのような苦情が寄せられても、裁判で自治体は勝つのですから、安心して自分たちの随意という考え方に乗っていただきたい、応じておいていただきたい、という今の立場を堅持していただきたいと思います。でも、全体として、下水道整備との関係でパイは小さくなっているかもしれません。小さくなってきた中でも、この合理化事業計画の理念に即応するものとして、皆さんがこれから、当然社員の方を雇用して、会社を維持していかなければなりませんので、合理化事業計画そのものの策定は理想ですが、そうでないとしても、理論武装していただいて、自治体にお伝えをして、何らかの具体的な方策を共に考えましょうということで、やっていただきたいと思います。

自治体と協調して、一致点を見出す努力をしていただきたいと思います。

シグマ麹町法律事務所

〒102-0083

東京都千代田区麹町4-3-3

新麹町ビル8階

TEL 03-5211-2222 FAX 03-5211-3332